

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年5月10日

【四半期会計期間】 第53期第3四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

【会社名】 藤久株式会社

【英訳名】 FUJIKYU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 薫徳

【本店の所在の場所】 名古屋市名東区高社一丁目210番地

【電話番号】 (052) 774-1181 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 佐藤 哲雄

【最寄りの連絡場所】 名古屋市名東区高社一丁目210番地

【電話番号】 (052) 774-1181 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 佐藤 哲雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第52期 第3四半期累計期間	第53期 第3四半期累計期間	第52期
会計期間		自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日	自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日	自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日
売上高	(千円)	17,188,063	16,839,277	22,572,086
経常利益	(千円)	962,722	693,684	1,088,244
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失()	(千円)	414,768	220,021	271,692
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	2,375,850	2,375,850	2,375,850
発行済株式総数	(株)	5,505,000	5,505,000	5,505,000
純資産額	(千円)	12,623,062	12,099,547	12,470,044
総資産額	(千円)	18,621,945	18,049,289	17,879,462
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	(円)	98.64	52.33	64.61
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)	20.00	20.00	40.00
自己資本比率	(%)	67.8	67.0	69.7

回次		第52期 第3四半期会計期間	第53期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額()	(円)	87.45	32.47

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第52期第3四半期累計期間及び第52期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 第53期第3四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における店舗展開につきましては、新規出店では手芸専門店「クラフトハートトーカー」34店舗（うち29店舗は中・小型店舗）、「クラフトパーク」3店舗、「クラフトループ」1店舗及び生活雑貨専門店「サントレーム」1店舗の合計39店舗を開設し、退店では「クラフトハートトーカー」9店舗、「クラフトパーク」4店舗、「クラフトループ」1店舗及び「サントレーム」1店舗の合計15店舗を実施しました。この結果、当第3四半期会計期間末の総店舗数は前事業年度末比24店舗純増の451店舗となりました。

店舗販売部門につきましては、手芸専門店における店舗内ソーイングスクールの開講を前事業年度末比38店舗純増の125店舗に拡大するとともに、既存の店頭講習会においても受講者数の増加に努め、顧客層の拡大を図りました。商品面では、キャラクター柄や和調柄及びパターンに連動した柄の提案等、生地の総合的な販売強化を図りましたほか、シニア層に向けた手芸作品提案の強化を推し進めました。また、生活雑貨専門店では、季節に合わせたキャンペーンの継続的な実施に加え、ギフト商品の提案強化を図りました。当部門の売上高は、商品区別では衣料品が前年同四半期を上回りましたものの、その他の商品区分が前年同四半期を下回り、161億7百万円（前年同四半期比2.0%減）となりました。

通信販売部門につきましては、手芸用品のネット通販サイトにおいて、著名な手芸作家等との相互リンクによるアクセス数の増大を図るとともに、生活雑貨のネット通販サイトでは、店舗販売部門の商品販売状況を活用した売れ筋商品の早期導入により売上高の増大を図りました。当部門の売上高は、商品区別では毛糸、手芸用品、生地及び和洋裁服飾品が前年同四半期を上回りましたものの、衣料品及び生活雑貨が前年同四半期を下回り、6億95百万円（前年同四半期比1.9%減）となりました。

その他の部門につきましては、売上高は36百万円（前年同四半期比1.2%減）となりました。

また、当第3四半期累計期間におきまして、従業員の福利厚生の実現を図る目的で加入しておりました総合設立型の「ナオリ厚生年金基金」から平成25年3月31日付にて任意脱退しました。この任意脱退に伴う脱退時特別掛金8億19百万円を特別損失として計上しております。

これらの結果、当第3四半期累計期間の業績は、全業態既存店売上高が4.5%の減収となり、売上高は168億39百万円（前年同四半期比2.0%減）、営業利益は6億76百万円（前年同四半期比22.6%減）、経常利益は6億93百万円（前年同四半期比27.9%減）となりましたが、厚生年金基金脱退に伴う特別損失の計上等により、四半期純損失2億20百万円（前年同四半期4億14百万円の四半期純利益）となりました。

当社はセグメント情報を記載しておりません。

当第3四半期累計期間における事業部門別及び商品区分別売上高等は、次のとおりであります。

販売実績

区分	売上高(千円)		前年同四半期比(%)
	前第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)	
店舗販売部門	16,442,482	16,107,258	98.0
毛糸	1,228,714	1,156,561	94.1
手芸用品	4,598,360	4,446,366	96.7
生地	4,005,601	3,969,600	99.1
和洋裁服飾品	4,663,739	4,562,868	97.8
衣料品	306,873	353,736	115.3
生活雑貨	1,211,844	1,185,173	97.8
その他	427,349	432,951	101.3
通信販売部門	708,465	695,348	98.1
毛糸	95,663	102,524	107.2
手芸用品	194,670	202,495	104.0
生地・和洋裁服飾品	63,519	77,815	122.5
衣料品	173,299	134,892	77.8
生活雑貨	176,566	174,373	98.8
その他	4,745	3,248	68.4
その他の部門	37,115	36,670	98.8
合計	17,188,063	16,839,277	98.0

- (注) 1 店舗販売部門のその他は、主に会員制による入会金の収入等であります。
 2 通信販売部門のその他は、主に保険受取手数料収入が含まれております。
 3 その他の部門は、主に不動産賃貸収入であります。
 4 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

業態別店舗数の状況

区分	前第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)			当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)			(参考)前事業年度 (平成24年6月期)		
	出店	退店	四半期末	出店	退店	四半期末	出店	退店	期末
クラフトハートトーカイ	36	12	348	34	9	377	44	16	352
クラフトワールド			2			2			2
クラフトパーク		1	40	3	4	38		2	39
クラフトループ			5	1	1	5			5
サントレーム	5	1	29	1	1	29	5	1	29
合計	41	14	424	39	15	451	49	19	427

- (注) 「クラフトハートトーカイ」、「クラフトワールド」、「クラフトパーク」及び「クラフトループ」は
 手芸・クラフト専門店であり、「サントレーム」は生活雑貨専門店であります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ1億69百万円増加し、180億49百万円となりました。流動資産は21百万円増加し、固定資産は1億48百万円増加しております。流動資産の増加は、主に現金及び預金が11億98百万円減少しましたものの、商品が8億5百万円、その他に含まれております営業未収入金が1億72百万円とそれぞれ増加しましたことによるものであり、固定資産の増加は、主にリース資産が1億25百万円増加しましたことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ5億40百万円増加し、59億49百万円となりました。流動負債は4億29百万円増加し、固定負債は1億11百万円増加しております。流動負債の増加は、主に未払法人税等が3億12百万円減少しましたものの、未払金が6億86百万円増加しましたことによるものであり、固定負債の増加は、主にリース債務が79百万円増加しましたことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ3億70百万円減少し、120億99百万円となりました。主に利益剰余金が3億88百万円減少しましたことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが、必要であると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記ロ.の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 経営基盤について

当社は、主に毛糸、手芸用品、生地、和洋裁服飾品、衣料品及び生活雑貨を取扱う小売業で、路面店舗及び商業施設へのインショップ型店舗として、手芸専門店舗態である「クラフトハートトーカー」、
「クラフトワールド」、「クラフトパーク」等を全国規模で店舗展開するほか、生活雑貨専門店舗態である「サントレーム」の店舗展開も図っております。手芸専門店につきましては、地域社会における顧客の多様化・個性化したニーズに応えられるよう、顧客のライフスタイルに合致した新商品の開発と人材の育成に努め、当社の店舗は多くの顧客の支持を得た地域一番店として認知していただくまでになっております。また、専門カタログ等による通信販売事業も全国的に展開しております。

ロ. 企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、当社が独自に考案・構築した店舗運営を支援する次の仕組みであります。

すなわち、顧客ニーズの把握と新たな創出を可能とする商品の自社企画開発力、E O S（電子式補充発注システム）オンラインシステムによる店舗・取引先・本社・物流センター（外部委託業者）のネットワークを形成する当社独自の物流システム（F I T - S Y S T E M）、インターネットV P N経由で本社サーバーと直接データ通信を行う方法によるサーバー一括管理で価格情報・顧客情報・売上状況等が即時に把握できるP O Sシステムを発展させたW e b店舗システム、店舗における棚割システム及び商品管理システム等の情報システム、出店地域在住の加盟者との共存共栄体制による地域密着型店舗販売業務を実現した販売委託制オーナーシステム、これらが一体となったS P A（製造小売業）型事業形態を志向したシステムとして機能することで、高粗利率かつローコスト・オペレーションにより、高い収益性が実現します。

そして、これらの企業価値の源泉の基盤となっているのは、高付加価値を醸成する商品調達、商品企画・開発、店舗開発及び店舗運営を行う従事者並びにオーナーシステム店舗オーナー等の人材であり、ビジョン・企業理念を共有したうえで、その能力をいかに発揮しております。

八．企業価値向上への取組みについて

当社は、創業当時から多様な手芸用品を中心とした「ヒト」と「モノ」との関係を常に探求しております。手づくりは、単に趣味の領域にとどまらず、生きがい、生涯学習、さらにリハビリテーションに手先を使うというようなライフスタイルにまで関わりを有しております。近年、地球環境に対する意識改革、対応が行政及び産業主導で進められておりますが、手づくりすることやその普及発展を図ることもエコ思想に通じるものがあり、この分野における市場拡大が期待できるものと考えており、以下の三つの方針のもと、一層の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上にまい進していく所存であります。

- a．手芸という趣味の領域の幅と厚みを増やすため、手づくり材料としての商品の販売のみならず、商品に係る手芸ソフト提案力を強化しております。当社店舗においては講習会を開催し、受講者が手芸の楽しさを享受され、その完成した作品については当社独自に開催する展示会への出品、手芸専門書籍及びWeb上の当社手芸作品投稿サイト「クラフトカフェ」に掲載するなど、より多くの方の目に触れる機会を提供することにより、「手芸の作る喜びと感動」を実感していただくといった活動を通じて、手芸を掛替えのない創作活動の趣味にさせていただくことによって、手芸参加人口の増加ひいては手づくり文化の育成へつなげております。
- b．店舗販売事業における手芸専門店については、顧客動向の多様化・個性化傾向に対処するため、特定商品分野の強化及び店舗規模の適正化を行っております。店舗規模及び出店立地については、小商圈でも収益性が高く見込めるとともに、多様な出店立地条件にも対応できる店舗の確立を目指しております。また、生活雑貨専門店については、多様なギフト提案力を高めるとともに、商品力の強化・拡充を推進しております。品揃えや商品調達におきましては、今後のチェーン展開に向け、顧客ニーズに適合した商品の投入はもちろんのこと、パイニングパワーを発揮し、商品のコストダウン及び付加価値の向上を目指し、店舗販売事業の第2の柱に育成してまいります。
- c．通信販売事業につきましては、専門カタログによる販売に加え、Webサイト上の店舗について認知度を高めるとともに、取扱商品の充実を図り、店舗で販売していない趣味性の高い商品や無店舗販売の特徴である自宅までのお届けなど、商品力と利便性の向上によってお客様の購買意欲を高めてまいります。

なお、通信販売と店舗販売との業態間において、取扱商品の企画・開発について連携を図ることにより、双方の効率化と相乗効果を発揮することが可能となります。

二．コーポレート・ガバナンスの取組みについて

当社のコーポレート・ガバナンスについては、企業価値を継続的に向上させるとともに、「コンプライアンス・マニュアル」の整備による法令遵守並びに企業倫理の重要性を認識し、株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、経営判断の迅速化、経営の透明性及び公正性の観点から、経営上の組織整備や経営陣に対する監視機能の充実を重要課題として取り組んでおります。

当社は、月1回開催する取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、月2回開催する常勤役員会による情報の共有化、意思決定の迅速化を図っております。監査役につきましては4名のうち3名を社外監査役とし、より独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制を整えております。

また、社長直轄の内部監査室が社内業務監査を実施し、その結果を社長に報告するなど内部統制状況の監視を行う体制を整備しております。さらに、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の構築、整備、運用及び評価を統括しております。これらのほか、リスク管理につきましては、「コンプライアンス・マニュアル」の整備等により、行動規範を明確にするとともに、法令遵守と企業倫理の徹底と内部通報制度の導入等によるリスク管理体制の強化を図っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社としては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、平成23年8月10日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成23年9月29日開催の当社第51期定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決されました（なお、本プランは、平成20年9月26日開催の当社第48期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決された当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の有効期間満了に伴い、その内容を修正のうえ更新しましたものであります。）。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります（本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.fujikyu-corp.co.jp/>）で公表しております平成23年8月10日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

イ．本プランの概要

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付行為を行い、または行おうとする者に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

ロ．新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様へ無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

八．独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手續が遂行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

二．情報開示

当社は、本プランに従い、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動または不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時かつ適切に情報開示を行います。

本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- イ．買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
- ロ．企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること
- ハ．株主意思を重視するものであること
- ニ．独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
- ホ．対抗措置発動に係る合理的な客観的要件を設定していること
- ヘ．独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- ト．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,505,000	5,505,000	東京証券取引所 (市場第二部) 名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株で あります。
計	5,505,000	5,505,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日		5,505,000		2,375,850		2,526,080

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,300,200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,204,100	42,041	同上
単元未満株式	普通株式 700		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,505,000		
総株主の議決権		42,041	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式数には、自己保有株式67株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 藤久株式会社	名古屋市名東区 高社一丁目210番地	1,300,200		1,300,200	23.61
計		1,300,200		1,300,200	23.61

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年7月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,300,173	4,101,947
受取手形及び売掛金	109,974	152,258
商品	5,725,006	6,530,386
貯蔵品	288	75
未収還付法人税等	-	165,321
その他	1,141,269	1,348,833
貸倒引当金	2,480	3,329
流動資産合計	12,274,233	12,295,493
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	849,646	870,693
土地	1,555,250	1,555,250
リース資産（純額）	586,358	711,413
その他（純額）	73,943	99,133
有形固定資産合計	3,065,199	3,236,491
無形固定資産	68,470	88,405
投資その他の資産		
差入保証金	2,146,165	2,095,819
その他	325,401	333,080
貸倒引当金	8	-
投資その他の資産合計	2,471,559	2,428,899
固定資産合計	5,605,229	5,753,796
資産合計	17,879,462	18,049,289

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期会計期間 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,375,300	2,377,647
リース債務	175,361	223,281
未払金	526,208	1,213,088
未払法人税等	323,000	10,441
未払消費税等	56,398	14,234
賞与引当金	40,762	93,855
ポイント引当金	333,257	324,202
資産除去債務	10,044	9,611
その他	313,330	316,542
流動負債合計	4,153,662	4,582,905
固定負債		
リース債務	420,629	499,665
役員退職慰労引当金	169,016	183,873
資産除去債務	301,933	314,943
その他	364,176	368,354
固定負債合計	1,255,755	1,366,836
負債合計	5,409,417	5,949,742
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,375,850	2,375,850
資本剰余金	2,526,080	2,526,080
利益剰余金	10,043,753	9,655,540
自己株式	2,470,574	2,470,699
株主資本合計	12,475,108	12,086,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,063	12,776
評価・換算差額等合計	5,063	12,776
純資産合計	12,470,044	12,099,547
負債純資産合計	17,879,462	18,049,289

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
売上高	17,188,063	16,839,277
売上原価	6,727,486	6,524,739
売上総利益	10,460,577	10,314,537
販売費及び一般管理費	9,585,530	9,637,539
営業利益	875,046	676,998
営業外収益		
受取利息	1,695	1,456
受取配当金	568	571
協賛金収入	41,251	9,051
受取手数料	16,274	9,663
仕入割引	22,463	-
その他	14,574	7,873
営業外収益合計	96,827	28,615
営業外費用		
支払利息	7,073	10,168
リース解約損	105	-
減価償却費	1,239	1,142
その他	733	618
営業外費用合計	9,152	11,929
経常利益	962,722	693,684
特別利益		
固定資産売却益	843	9
受取補償金	3,700	8,388
その他	-	204
特別利益合計	4,543	8,603
特別損失		
固定資産売却損	99	-
固定資産除却損	6,856	14,287
減損損失	22,644	31,097
厚生年金基金脱退損失	-	819,669
店舗閉鎖損失	16,637	6,550
その他	-	160
特別損失合計	46,238	871,763
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	921,027	169,476
法人税、住民税及び事業税	516,919	100,646
法人税等調整額	10,660	50,102
法人税等合計	506,259	50,544
四半期純利益又は四半期純損失()	414,768	220,021

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年7月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当第3四半期累計期間の損益に与える影響額は軽微であります。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
減価償却費	218,923千円	257,338千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年9月29日 定時株主総会	普通株式	84,096	20.00	平成23年6月30日	平成23年9月30日	利益剰余金
平成24年2月9日 取締役会	普通株式	84,096	20.00	平成23年12月31日	平成24年3月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月27日 定時株主総会	普通株式	84,096	20.00	平成24年6月30日	平成24年9月28日	利益剰余金
平成25年2月12日 取締役会	普通株式	84,094	20.00	平成24年12月31日	平成25年3月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、手芸用品及び生活雑貨等の店舗販売を主要業務とし、ほかに手芸用品及び生活雑貨等の通信販売並びに不動産賃貸を営んでおりますが、店舗販売事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額() (円)	98.64	52.33
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	414,768	220,021
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失() (千円)	414,768	220,021
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,204,828	4,204,759

(注) 前第3四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当第3四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成25年2月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額 84,094千円

1株当たりの金額 20円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年3月1日

(注) 平成24年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払を行いました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月10日

藤久株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている藤久株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第53期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年7月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、藤久株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。